

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農業費 項：農業振興費 目：主要農作物対策費

事業名 岐阜県米麦改良協会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111 (内 2863)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,823 千円 (前年度予算額：4,609 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,609	0	0	0	0	0	0	0	4,609
要求額	4,823	0	0	0	0	0	0	0	4,823
決定額	4,823	0	0	0	0	0	0	0	4,823

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・廃止前の主要農作物種子法 (H30年4月廃止) では関連要綱に基づき、県は県米麦改良協会を設置し、同協会が種子の需給調整を担うことで、安定供給を実施してきた。
- ・平成31年4月には、米・麦・大豆の優良種子の生産及び普及を促進するため、岐阜県主要農作物種子条例が制定された。
- ・種子条例に基づき、これまでの体制を活かしながら、引き続き安定供給によって優良な種子の生産及び普及を行う必要がある

(2) 事業内容

- ◆ (一社) 岐阜県米麦改良協会事務局長人件費の助成
 - ・協会が行う主要農作物 (米・麦・大豆) 種子の安定供給に資する種子の需給調整活動に要する経費を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

種子条例においては、安定供給に資するために種子の生産及び普及の計画的な推進に必要な体制を整備することが県の責務として条文に明記されており、同協会に、引き続き種子の需給調整を担ってもらうことにより、安定供給体制を継続することとしている。このため、県補助は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
負担金、補助金 及び交付金	4,823	(一社) 岐阜県米麦改良協会補助金
合計	4,823	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

新たな「ぎふ農業・農村基本計画」

Ⅱ 安心して身近な「ぎふの食」づくり

6 リスクに対応できる生産・供給体制の構築

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	岐阜県米麦改良協会補助金
補助事業者（団体）	（一社）岐阜県米麦改良協会 （理由）主要農作物の種子の需給調整業務を行っているのは協会のみである。
補助事業の概要	（目的）主要農作物種子の需給調整、良質種子生産体制の充実 （内容）事務局長人件費
補助率・補助単価等	定額・定率・ その他 （人件費相当額） （内容）主要農作物の種子の需給調整、良質種子生産体制の充実
補助効果	
終期の設定	終期 なし （理由）農業者が主要農作物を安定生産に取り組めるよう種子の安定供給を継続する必要があるため

（事業目標）

一般社団法人岐阜県米麦改良協会の活動を支援することで、主要農作物種子の生産、流通対策および普及啓発活動等を円滑に実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H20年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (R7年度末)
① 生産に必要となる優良種子の確保	100%	100%	100%

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
補助金交付実績	4,359千円	4,295千円	4,604千円	4,609千円	4,823千円
指標①目標	100%	100%	100%	100%	100%
指標①実績	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%
指標①達成率	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

ほ場審査・生産物審査の厳格化による混種防止対策の徹底 ・種子審査員研修会 (R2. 4. 6、7. 27)
種子の計画的生産と需給調整 ・種子生産体制強化対策協議会 (R2. 7. 10、9. 29、11 月末、R3. 2 月予定)
種子生産者の良質種子生産への意識啓発 ・各採種組合を対象にした種子生産に関する研修会 ・水稻種子もみ検査目揃え会 (11 月に 2 回実施予定)

(今後の課題)

異物混入など種子生産上のリスク軽減や近年の気象傾向に対応し、優良な種子の生産を継続する必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い	
(評価) ○	岐阜県主要農作物種子条例に基づき、県が責任を持って主要農作物の種子を安定供給する必要があることから、補助事業者が行う活動に県が関与することは妥当である。
・事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	補助事業者の活動により、主要農作物の種子生産は安定的なものとなっている。
・事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある	
(評価) ○	事務局長人件費への補助であり、効率向上の余地はない。

(事業の見直し検討)

特にない

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続 ・削減・統合・廃止
(理由) 主要農作物種子の安定生産のために必要であり、継続して実施する。